

若葉区役所 千葉市決裁規程共通専決事項の取扱いに関する事務処理要領

- 1 千葉市決裁規程(平成4年千葉市訓令(甲)第1号。以下、決裁規程という。)別表第1共通専決事項1一般事項中(5)、(6)、(7)に規定する専決事項の若葉区役所所管事項の取扱いを別表1のとおり定める。
- 2 決裁規程別表第1共通専決事項3財務に関する事項(1)、(2)、(3)に規定する専決事項については、課長への回議を要するものとする。ただし、別表2に掲げる専決すべき事項の課内回議の順序は、同表の課内回議の欄に掲げるとおりとする。
- 3 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるもの及び決裁規程別表第1中備考の規定によるものとする。
 - (1) 区長 区役所の長をいう。
 - (2) 課長 千葉市区役所事務分掌規則(平成4年千葉市規則第4号。以下「区役所事務分掌規則」という。)第2条及び第5条に定める課、室(課に置かれる室(以下「課内室」という。)を除く。)の長をいう。
 - (3) 課内室長 課内室の長をいう。
 - (4) 市民センター所長 市民センターの長をいう。
 - (5) 主査 区役所事務分掌規則第9条第8項に定める主査をいう。
 - (6) 決裁 事案の処理について、最終の意思決定をすることをいう。
 - (7) 専決 事案の処理について、常時市長に代わって決裁することをいう。
- 4 別表中(5)に該当する事項として別表1に定める処分について、当該処分を拒否する処分を行う場合には、決裁規程別表第1共通専決事項1一般事項(5)(6)の規定の趣旨を踏まえ、当該処分を専決する者(以下「専決者」という。)と同等以上の者に決裁を受けるものとする。
- 5 この事務処理要領の規定は、決裁規程第9条第2項の規定により、専決者が重要又は異例と認めたものについて、その上位者に決裁を受けることを妨げない。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。